

日本国憲法第22条に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業の皆様方が、同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、本制度では、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより、適正な公正採用選考システムの確立を図るとともに、推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修等の計画・実施等を推進することを目的としています。

## 愛媛県公正採用選考人権啓発推進員設置要綱（抜粋）

### 1 目的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

### 2 推進員設置対象事業所

原則として次の基準に該当する事業所を、推進員設置対象事業所として選定するものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が60人以上である事業所
- (2) 常時雇用する従業員が60人未満であって、すべての人権問題に配慮した企業の取組が期待できる事業所又は就職差別事件及びこれに類する事象を惹起した事業所
- (3) 職業紹介事業者及び派遣元事業主（従業員規模にかかわらず）

### 3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等、採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から選任するものとする。

### 4 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

### 5 推進員の選任状況の把握

公共職業安定所長は、推進員の選任を行った事業主から別に定めるところにより、報告を求めものとする。

### 6 推進員に対する研修等の実施

愛媛労働局職業安定部及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。